

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

※ 本入札公告に記載の電気需給契約（以下「案件」という。）は、7件の案件を対象に一括して公告し、共通の申請資料で審査を実施する案件です。なお、下記の案件①～⑦については、複数の案件の受注者となることができます。

令和5年11月10日

名古屋高速道路公社
理事長 松井 圭介

1 概要

- (1) 件名
- ①令和6年度高速2号東山線緑橋受電所の電気需給契約
 - ②令和6年度高速1号楠線黒川受電所の電気需給契約
 - ③令和6年度高速2号東山線高針受電所の電気需給契約
 - ④令和6年度高速3号大高線石元受電所の電気需給契約
 - ⑤令和6年度高速4号東海線港明受電所の電気需給契約
 - ⑥令和6年度高速5号万場線千音寺受電所の電気需給契約
 - ⑦令和6年度高速6号清須線清洲受電所の電気需給契約
- (2) 内容
- ①名古屋高速道路公社の緑橋受電所管内で使用する電気の需給契約
 - ・標準電圧 70,000ボルト
 - ・契約電力 1,950kW
 - ②名古屋高速道路公社の黒川受電所管内で使用する電気の需給契約
 - ・標準電圧 6,000ボルト
 - ・契約電力 1,000kW
 - ③名古屋高速道路公社の高針受電所管内で使用する電気の需給契約
 - ・標準電圧 6,000ボルト
 - ・契約電力 84kW
 - ④名古屋高速道路公社の石元受電所管内で使用する電気の需給契約
 - ・標準電圧 6,000ボルト
 - ・契約電力 258kW
 - ⑤名古屋高速道路公社の港明受電所管内で使用する電気の需給契約
 - ・標準電圧 6,000ボルト
 - ・契約電力 313kW
 - ⑥名古屋高速道路公社の千音寺受電所管内で使用する電気の需給契約
 - ・標準電圧 6,000ボルト
 - ・契約電力 205kW

⑦名古屋高速道路公社の清洲受電所管内で使用する電気の需給契約

・標準電圧 6, 000ボルト

・契約電力 299kW

- (3) 場所 ①名古屋市千種区天白町大字植田字植田山2-736 緑橋受電所
②名古屋市北区清水四丁目17-30 黒川受電所
③名古屋市名東区高針荒田51-12 高針受電所
④名古屋市南区本地通6丁目1-1 石元受電所
⑤名古屋市港区港明一丁目地内 港明受電所
⑥名古屋市中川区吉津一丁目地内 千音寺受電所
⑦清須市阿原九丁目地内 清洲受電所
- (4) 需給期間 令和6年4月1日0時00分から令和7年3月31日24時00分まで
- (5) 本案件の契約は単価契約とします。なお、入札は、契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの単価を乗じたものの総額（消費税及び地方消費税を除く。）で行うものとします。

2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 3.(3)に示す競争参加資格審査申請書及び競争参加資格審査資料（以下「申請資料」という。）の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働災害保険の加入手続きを行っていること。
- (5) 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (6) 電気事業法第2条の2第1項の規定に基づき、経済産業大臣に小売電気事業者として登録されている者であること。
- (7) 平成25年度以降申請書提出日までに、名古屋高速道路公社又は他機関（国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は公益民間企業（注5）をいう。）が発注した、高圧以上の電気需給契約を連続して1年以上履行した実績を有すること。

（注1）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定めるものに加え以下のものをいう。

- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注2）「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定するものをいう。

（注3）「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき設立した「住宅供給公社」

(注4) 「公益法人」とは、以下のものをいう。

- ・公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

(注5) 「公益民間企業」とは、以下のものをいう。

- ・鉄道会社、空港会社※、道路会社※、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社
- ※(注1)の「特殊法人等」に該当する会社を除く。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部総務課(契約担当)
電話052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書について

交付希望者は、令和5年11月10日(金)午前10時00分から令和5年11月24日(金)午後4時00分までに、名古屋高速道路公社ホームページ内の入札契約情報よりダウンロードしてください。

URL <https://www.nagoya-expressway.or.jp/nyusatu/kokoku/index.html>

(3) 申請資料の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。

- ① 期 間 令和5年11月10日(金)から令和5年11月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日休日(以下「休日」という。)を除いた日の午前10時00分から午後4時00分まで
- ② 場 所 名古屋高速道路公社総務課
- ③ 方 法 申請資料を、「持参」又は「郵送(簡易書留に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」により期日までに公社総務課あてに送付(必着)してください。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

(4) 競争参加資格の確認結果は、令和5年12月6日(水)までに通知します。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

- ② 提出期限 令和5年12月15日(金)午後4時00分まで
- ③ 提出場所 公社総務課
- ③ 提出方法 書面は持参又は郵送等とします。

なお、郵送等の場合は期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札書及び単価表の提出

入札書及び単価表（以下「入札書等」という。）は、公社総務課に持参又は郵送等してください。なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

① 入札書等の提出期間

令和5年12月25日（月）及び令和5年12月26日（火）の午前10時00分から午後4時00分まで

② 入札回数 3回

② 開札

ア 年月日 令和5年12月27日（水）

イ 場所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

① 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

② 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

③ 現場説明書及び名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第2号）第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(6) 詳細については入札説明書によります。

(7) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。